契 約 図 書

福浦地区福浦東物揚場(-2.5m)(改良)工事「詳細設計業務委託」

数 量 総 括 表

費目・工種・施工名称等	規　格	単位	設計数量	摘　要
設計業務費				
設計業務				
実施設計				
設計計画		式	1	
図面作成		式	1	
数量計算		式	1	
協議・報告	初回・中間１回・最終	回	3	
照査		式	1	

設計・測量・調査等業務特記仕様書

この業務の実施に当たっては、島根県農林水産部・土木部の「島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書によるもののほか、この特記仕様書による。

第１条　管理技術者

１．管理技術者は、別表－２又は３に定める資格保有者とすること。

２．管理技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うものとする。

第２条　照査技術者

照査技術者は、別表－２又は３に定める資格保有者とすること。

第３条　照査の実施

１．照査フローチャートは、詳細設計照査要領（島根県技術管理課ＨＰ参照）に準じて定めるものとする。

２．受注者は、照査の項目、主な内容及び提示資料等について、照査計画を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、地すべり対策工事の詳細設計については、詳細設計照査要領の照査項目一覧表、設計調書の様式をもとに、「詳細業務照査の手引書（案）」（農林水産省農村振興局整備部設計課）※１の「地すべり対策工」の照査項目を参考にして照査結果のとりまとめ等を実施するものとする。

※１　ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_syosa_tebiki/index.html

３．受注者は、照査報告書として詳細設計照査要領に準じた照査項目一覧表、設計調書及び受注者独自の照査資料を提出するものとする。

第４条　業務打合せ・協議記録簿

業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後、すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出しなければならない。

第５条　業務（作業）計画書の記載事項

１．業務工程

（１）実施工程表は、業務項目、フローチャート、打合せ計画に基づき、項目毎にバーチャート等で示すものとする。

（２）基本事項の決定等について関係機関との調整を必要とする場合には、その期間を実施工程表に記載するものとする。

２．打合せ計画

（１）打合せ協議の回数、時期、内容、決定事項及び関連協議先に区分して表示するものとする。

（２）内容欄には、監督職員若しくは関連部署との打合せ又は協議が必要となる事項について記載し、打合せ時に提出予定の主な資料を記載するものとする。

（３）関連協議先は、監督職員が予め指示する機関等及び受注者が業務を進める上で必要と想定する機関等を記載するものとする。

＜記載例＞

回数	時期	内容	確認・決定事項	関連協議先
第１回	○月上旬	・業務内容の確認 ・業務の方針・条件 ・過年度調査経緯	・次回提出資料 ・次回打合せ日	

		・指示事項の確認 ・貸与資料の確認		
第２回	△月中旬	・基本事項検討結果に関する事項 ・関連協議事項の確認 ・基準類の確認	・基本計画内容 ・基本事項	・関連部署 ・関係機関
第３回	□月下旬	・・・・・	・・・・・	・・・・・

３．照査計画

（１）照査フローチャート並びに現地条件及び設計条件等の照査時期、照査項目並びにその内容について記載するものとする。

（２）受注者独自の取り組みにも努めるものとし、その内容を記載するものとする。

第６条　履行報告

１．履行報告は、毎月及び監督職員が指示した場合、実施工程表に記載した事項について、進捗状況、課題等を整理して報告するものとする。

２．履行報告は、監督職員が指示する期限までに行うものとする。

第７条　合同現地踏査の実施

１．発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合には、受注者は、事前に必要とする理由、確認事項及び実施時期等を監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

２．合同現地踏査において確認した事項については、監督職員が指示する期限までに、打合せ記録簿により監督職員に提出し、内容の確認を受けなければならない。

第８条　設計条件及び設計時の留意事項の設計図への記載

１．設計条件や設計時の不確定事項等の留意事項については、工事発注時における設計図書への記載漏れや施工時のミスを防止するため、報告書だけではなく、設計図へ記載又は特記仕様書の作成を行うものとする。

２．記載項目、内容等については、受注者が提案し、監督職員との協議により決定するものとする。

３．受注者は、上記の協議によって決定した記載項目、内容等を取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

第９条　建設副産物対策

本業務は、下記により別表－６「リサイクル計画書」を成果品として提出しなければならない。

（建設副産物対策）
共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の９に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

第10条　県産木材利用の推進

受注者は、「島根県木材利用率先計画」（平成22年12月島根県策定）に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、設計業務共通仕様書第1209条の13に規定する、木材構造物の検討成果に加え、別表－７「木製構造物計画書」を成果品として提出しなければならない。

第11条　貴重動植物への配慮

測量、調査、設計段階において、現地踏査等により「改訂しまねレッドデータブック」に記載のある貴重種の存在が確認された場合、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、別表８「公共工事における貴重動植物に関する概況調査表」を作成の上、貴重動植物が存在する場合の対策等を検討し、報告書に記載するとともに工事平面図にその情報を明示しなければならない。

なお、貴重種の保護対策を専門家に相談する必要がある場合は、監督職員と協議若しくは指示を受けなければならない。

第12条　電子納品

1．本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。対象とする書類は、受発注者間の協議により決定する。ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」（以下「簡易ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2．成果品は紙媒体で１部、「簡易ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で２部提出する。「簡易ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

3．納入成果品の提出の際には、「簡易ガイドライン」に掲載してある電子成果品事前チェックシート等を用いて確認を行い、不備がないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第13条　土質試験の県内試験機関の利用について

土質試験については、島根県内の試験機関の利用に努めるものとする。

第14条　県内産工事資材使用の推進

受注者は、設計に採用するＪＩＳ製品以外のコンクリート２次製品により設計を行う場合は、県内産製品（県内の工場で製造された製品）を採用しなければならない。

なお、県内産製品がなく県外産製品を採用する場合には、その仕様製品が県内で製造されていない事について調査を行い、その結果を監督職員に書面で提出し承諾を得ることとする。

第15条　測量・調査等にあたっての刈払い

測量・調査等にあたって刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保する。

第16条　三者会議

本業務の設計成果品を施工する段階において、「島根県農林水産部・土木部発注の建設工事における三者会議実施要領」に基づく「三者会議」が開催されるときは、本業務の管理技術者、担当技術者等、設計・施工条件を説明できる者を出席させなければならない。

第17条　ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、初回打合せ時に取組目標を確認し打合せ簿に整理すること。また受注者は業務終了時に別表－１０「ウィークリースタンス取組実績報告」を提出すること。

別表－２

１－１	建設部門等の技術士又は認定技術管理者、ＲＣＣＭ及び国土交通省登録技術者資格を有する者の資格は下表による。			
技術部門	登録部門	技術士 （又は認定技術管理者 ）	ＲＣＣＭ	国土交通省 登録技術者資格
建設部門	（１）河川、砂防 及び海岸・海洋 （２）港湾及び空港 （３）電力土木 （４）道路 （５）鉄道 （６）都市及び地方計画 （７）土質及び基礎 （８）鋼構造 及びコンクリート （９）トンネル （10）施工計画、施工設備 及び積算 （11）建設環境	技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第３項及び第32条第１項に定める者、又は認定技術管理者。	①	「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格保有者。
応用理学部門	（12）地質			
上下水道部門	（13）下水道 （14）上水道 及び工業用水道 （15）水道環境			
			—	
農業部門	（16）農業土木（農業農村工学）		①	—
森林部門	（17）森林土木			
水産部門	（18）水産土木			
総合技術監理部門	主たる業務に該当する上記の専門とする部門に限る		—	

①（一社）建設コンサルタンツ協会のＲＣＣＭ資格の認定を受け、登録を行っている者。

別表－３

１－２　建設部門等の技術士（又は認定技術管理者）及びＲＣＣＭと同等の経験を有する技術者は次による。
①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第６１号）による専門学校を含む。）を卒業した後、建設、応用理学、農業、森林、水産及び上下水道部門、（（１）～（18））に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者。 ②学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（土木または農業土木等）を卒業した後、建設、応用理学、農業、森林、水産及び上下水道部門、（(１)～(18)）に係る業務に関し22年以上実務の経験を有する者。 ③その他の者にあっては、建設、応用理学、農業、森林、水産及び上下水道部門、（（１）～（18））に係る業務に関し25年以上実務の経験を有する者。 ④その他上下水道部門の下水道業務に関しては、下水道法第22条に規定された資格を有する者。

別表－6

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事　業（工 事）　　名	
事　業（工 事）施工場所	
事　業（工 事）概要等	
事　業（工 事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備　考
土　　砂	地山m^3	地山m^3	地山m^3	地山m^3	%	
砕　　石	トン	トン	トン	トン		
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	トン	トン	トン	トン		
	トン	トン	トン	トン		

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類		⑥発　生　量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
	第2種建設発生土	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
	第3種建設発生土	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
	第4種建設発生土	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
	泥土（浚渫土）	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
	合　　計	地山m^3	地山m^3	地山m^3		地山m^3	%	
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊		トン	トン	トン	トン		%	
ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊		トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥		トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

①第１種建設発生土･･･砂、礫及びこれらに準じるもの。

②第2種建設発生土･･･砂質土、礫質土及びこれらに準じるもの。

③第3種建設発生土･･･通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの。

④第4種建設発生土･･･粘性土及びこれらに準じるもの。

⑤汚泥（浚渫土）　･･･浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用可能量等は、現時点で算出可能のもとする。

※建設副産物の搬出計画については、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

別表－７

木製構造物計画書

工　事　名	実施場所 （市町村名のみ）	施設等の名称	木製構造物				木材使用量 （ｍ３）	備　　考
			施設数 （基）	延長 （m）	面積 （㎡）	主要部材 の寸法		
			計　画	計　画	計　画	計　　画	計　　画	

注１）主要部材の寸法欄には、丸太の状態使用する場合は、「丸太」と記入の上、末口径と長さを記入すること。

注２）木材使用量の材積は原木換算数値とし、製材品は製材材積の１．５倍、丸棒加工材は製品材積の２倍とする。

注３）木材使用量には、枝条・根株を利用したものは、含まないものとする。

別表－８

総括監督員	主任監督員	監督員

公共工事における貴重動植物に関する概況調査表

作成年月日　　年　　月　　日

工事名						
施工箇所	郡　　町 市　　村　　地内			工　期	年　月　日～ 年　月　日	
受注者名				請負金額	円	
事業又は工事概要						
施工箇所の概要	地域区分	都市地域			適　用	
		農業地域				
		森林地域				
		自然公園地域				
		自然保全地域				
	指定地域等	自然環境保全地域				
		自然公園				
		鳥獣保護区				
		その他の指定地記				
貴重動植	動植物類	レッドデータブック※				
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	その他
	動物					
	植物					
貴重動植物が存在する場合の保護等の対策						

※環境省「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-」、「改訂しまねレッドデータブック」等の総称。

○貴重種が存在する場合は、調査表の写しを受注者に渡して周知を行い、施工計画書に対策等について明示させること。

○この調査表は、発注工事毎に作成して実施設計書及び特記仕様書に添付し、監督職員が変更になっても情報が伝達できるように特に注意すること。

ウィークリースタンス取組実績報告様式　　別表－１０

工事番号：J※※※※※※※

業務名：

受注者名：

契約日：　　着工日：　　完了日：

特記仕様書によりウィークリースタンス実施要領の適用であったか

□ はい　　□ いいえ

1 □ 月曜日など休日明けを依頼の期限日としない

□ 完全実施　□ 概ね実施できた　□ 多少あった　□ 実施できなかった

2 □ 水曜日（ノー残業デー）は定時に退社・退庁する

□ 完全実施　□ 概ね実施できた　□ 多少できた　□ 実施できなかった

3 □ 金曜日など休日前に依頼をしない

□ 完全実施　□ 概ねなかった　□ 多少あった　□ 依頼された

4 □ 定時間際や勤務時間外に依頼をしない

□ 完全実施　□ 概ねなかった　□ 多少あった　□ 依頼された

5 □ 勤務時間外に打合せをしない

□ 完全実施　□ 概ねなかった　□ 多少あった　□ たびたびあった

6 □ 作業期間を確保した期限日を設定する

□ 完全実施　□ 概ねなかった　□ 多少あった　□ たびたびあった

7 □ ワンデーレスポンスに努める

□ 完全実施　□ 概ね実施された　□ 多少された　□ されなかった

業務条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
1. 管理技術者および主任技術者 （契約書9条）	1)・契約書第9条第2項で求める管理(主任)技術者		■管理技術者 ／ □主任技術者 複合業務の場合は統括する管理(主任)技術者を選任して通知する
	2)本業務で求める管理技術者の有無 ・契約書第9条第1項	■あり □なし	■ 設計業務 （共通仕様書第1107条3 管理技術者)で求める資格
	3)本業務で求める主任技術者の有無 ・契約書第9条第1項	□あり ■なし ありの場合	□ 測量業務 （共通仕様書第1109条3 主任技術者)で求める資格 □ 地質土質調査業務 （共通仕様書第108条3・主任技術者)で求める資格 □ 用地調査等業務 （共通仕様書第2条第1項第八号)で求める資格 □ 補償業務 （共通仕様書第2条第1項第八号)で求める資格
2. 工程関係	1)関連する別途発注業務	□あり ■なし	調整項目: 調整が必要な業務名: 調整が必要な業務の履行期間:
	2)関係官公庁等への手続き等	□あり ■なし ありの場合	機関名: □ 国(部局) 道路、河川、海岸、砂防、港湾、農村整備、森林、保健所、その他 □ 県(部局) 道路、河川、海岸、砂防、港湾、農村整備、森林、保健所、その他 □ 市町村部局 道路、河川、海岸、砂防、港湾、農村整備、森林、保健所、その他 □ その他 JR、バス、(その他) 手続き内容 □ 工法協議 □ 許可申請(　　) □ 旧道処理 □ 公共測量に係る手続き □ その他
	3)地元関係者との調整(交渉)等	■あり □なし	地元関係者との調整 □済み ■未了 未了の場合→完了予定時期(R8.9月下旬頃)
	4)土地への立ち入り	■あり □なし	当該土地所有者の承諾 □済み ■未了 未了の場合→完了予定時期(R8.9月下旬頃)
	5)履行期間		予定履行期間:150日間
	6)屋外で作業を行う時期及び時間の指定	□あり ■なし	期日及び時間: 業務の内容:
	7)その他	□あり ■なし	内容:

3. 安全対策関係	1)交通安全施設関係の指定	□あり ■なし	□交通安全施設等の配置 □別添図等 □その他 □交通誘導員の配置 配置人数　　人(うち交通誘導員A　　人)
	2)その他	□あり ■なし	内容:
4. 支障物件等 ・設計条件への配慮等 ・施工計画への反映等	1)支障物件	□あり ■なし	支障物件名 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他(内容:　　)
	2)試掘調査	□あり ■なし	調査箇所数: 位置:
	3)埋蔵文化財	□該当 ■非該当	埋蔵文化財の有無の確認 ※設計業務はすべて、該当にチェックする
	4)その他	□あり ■なし	内容:
5. その他	1)(A). 部分使用	□あり ■なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	1)(B). 部分引渡し	□あり ■なし	部分引渡し範囲: 目的: 引渡時期:
	2)資料の貸与	■あり □なし	貸与する資料:福浦地区福浦東物揚場(-3.0m)改良工事「測量及び設計業務委託」成果品 引渡場所: 引渡時期:
	3)合同現地踏査 ※「なし」の場合であっても受注者の希望により実施可能	□あり ■なし	実施時期: 実施回数: ※受注者の希望により実施する場合は、詳細な内容等を別途協議する
	4)建設工事発注後の三者会議開催予定	□あり ■なし	実施時期: その他:
	5)業務完了検査時の照査技術者の立会 ※高度な技術を要する業務又はその他重要構造物等の設計業務	□あり ■なし	
	6)遠隔臨場試行要領の適用	□あり ■なし	「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 受発注者協議のうえ適用の可否を確認 島根県技術管理課HP:https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/
	7)その他	□あり ■なし	内容:

業務位置図

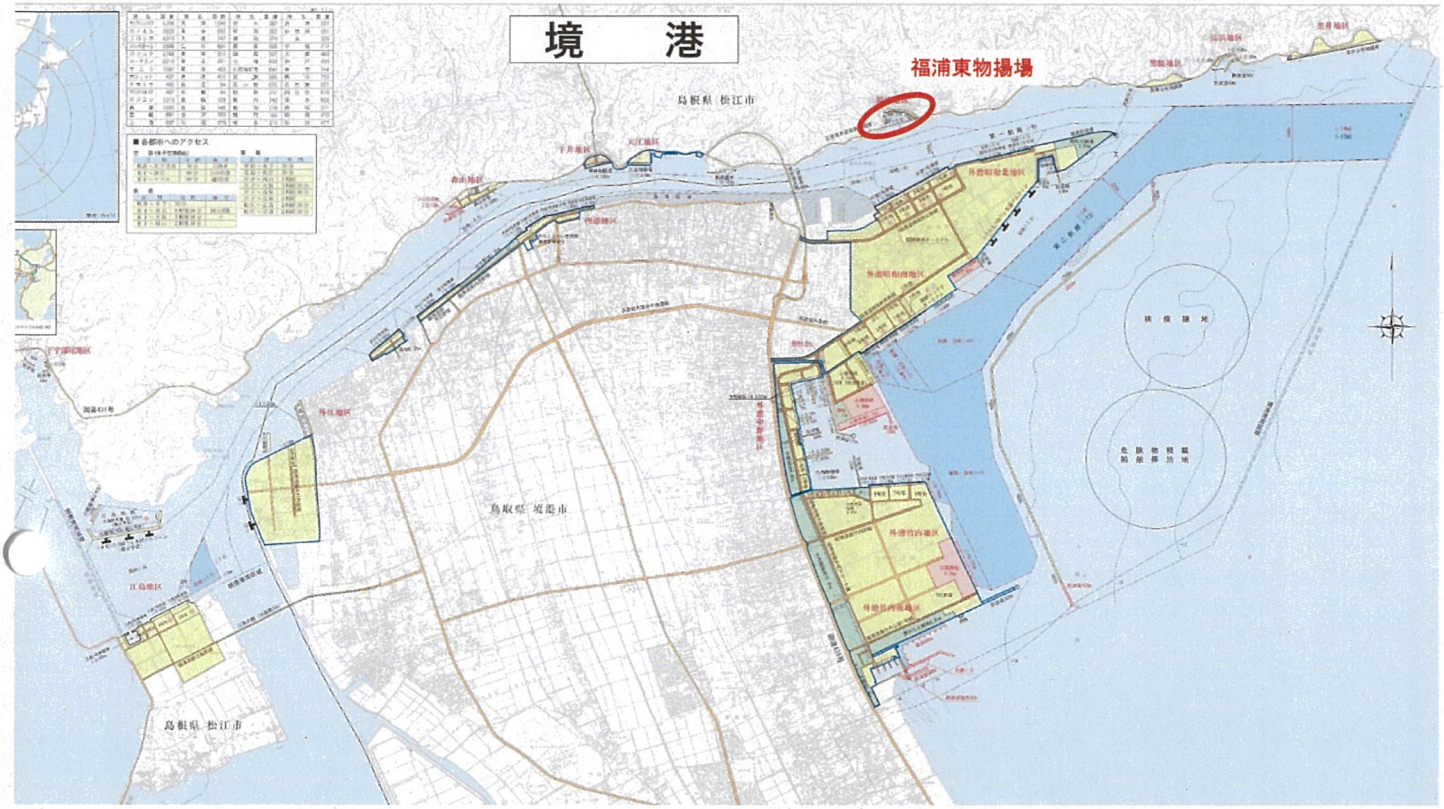

福浦東物揚場　台帳平面図

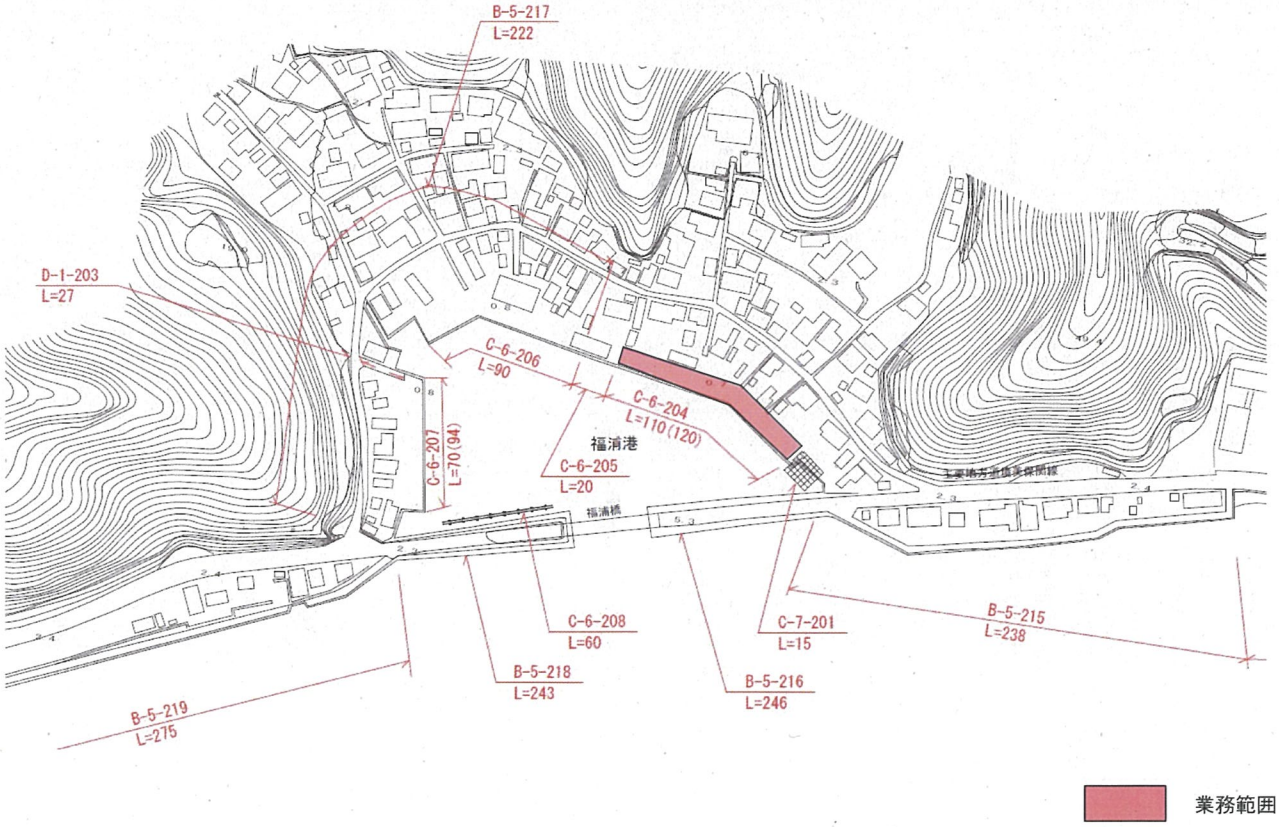
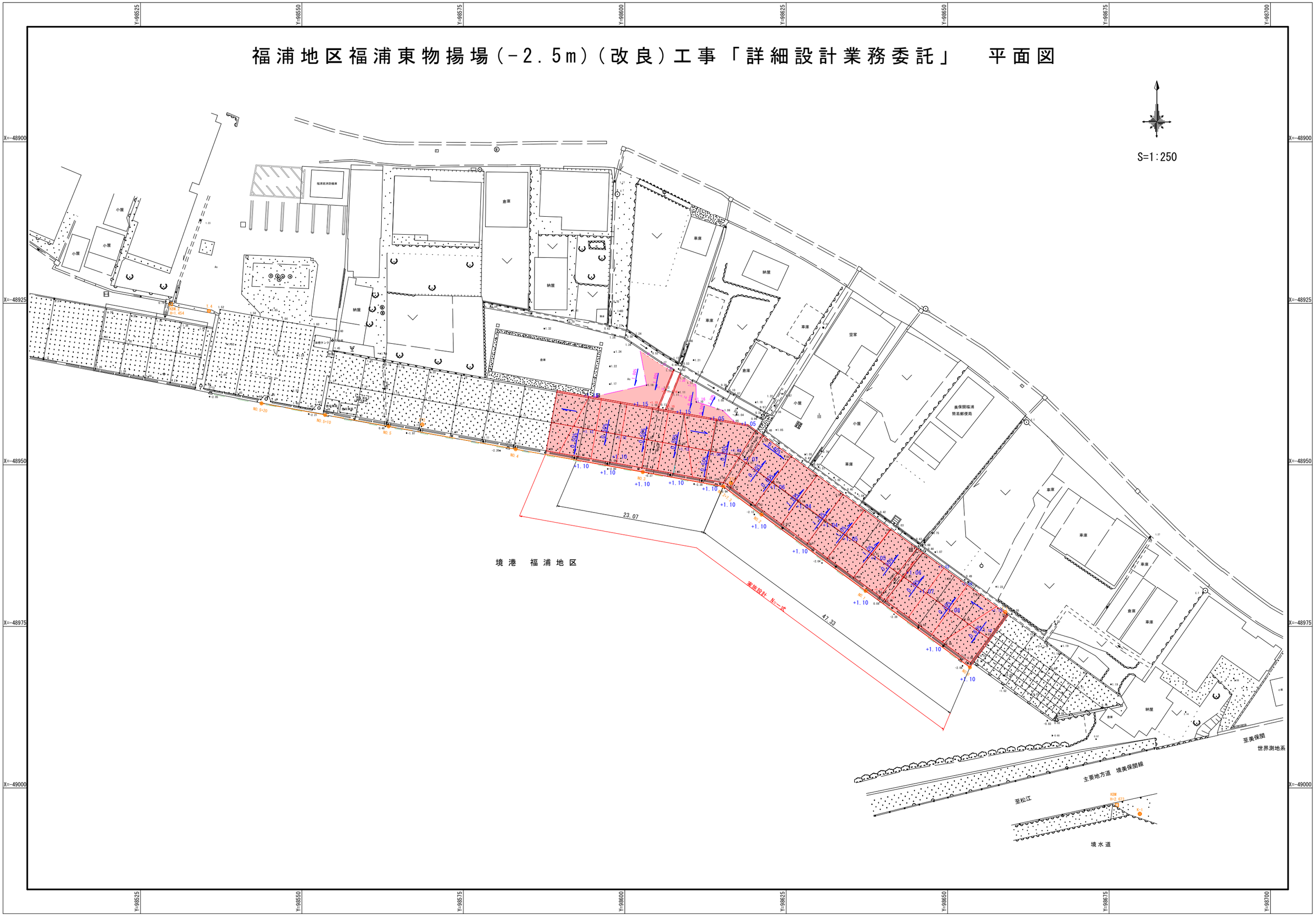
福浦地区福浦東物揚場(-2.5m)(改良)工事「詳細設計業務委託」　平面図